

延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）等の関係法律の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等へのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）は決して許されるものではないとの認識の下、あらゆる差別の解消を図るために必要な事項を定めることにより、すべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 あらゆる差別の解消を図るための施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、あらゆる差別を解消することの必要性に関し市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念に基づき、市民相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、市が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するものとする。

（推進方針の策定等）

第5条 市は、第3条に規定する施策を行うにあたり、延岡市人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を策定する。

2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (2) 人権相談体制に関すること。
- (3) 人権施策の推進体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重され

る社会の実現に関すること。

3 市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。

4 市は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。

（調査の実施）

第6条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する市民の意識調査等を行うものとする。

（教育及び啓発の実施）

第7条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第8条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

（推進体制の充実）

第9条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、県等と連携を図るとともに、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うにあたり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。